

政治倫理審査会会議録

1. 日 時 平成29年4月21日（金）午後5時30分開会、午後7時13分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員

委員長	若 園 ひでこ	副委員長	加 藤 宏 明
委員	石 橋 直 季	委員	新 家 光 江
委員	加 藤 達 雄	委員	水 川 淳
委員	加 藤 啓 二	委員	箕 浦 克 巳

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者

な し

6. 職務のため出席した者

議会事務局長	浅井 正美
議会事務局長補佐	磯村 理恵
議会事務局 行政専門員	近藤 憲人

7. 記録書記

磯村 理恵

8. 署名委員

石橋 直季
新家 光江

9. 傍聴

國府田さとみ

いしいゆみ

門原 武志

中日新聞 森 若菜

読売新聞 黒岩宏行

午後 5時30分開議

○委員長（若園ひでこ君） この際申し上げます。本日の審査会には議員3名の傍聴があります。また、傍聴の申し出がありました1名の方に許可いたしました。

これより4月17日に引き続き、東郷町議会議員政治倫理審査会を開催します。

ただいま出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の審査会を開きます。

記録署名委員については、前回と同じ石橋直季委員、新家光江委員よろしくお願ひいたします。

ただいまより次第に沿って案件の審査を行います。本審査会に議長から審査を依頼された案件は、石橋直季議員初め8名の議員の連署をもって提出された審査請求書であります。

前回の審査会では、政治倫理審査基準等違反行為の存否についての審査に当たり、被請求議員である井俣憲治議員に出席いただき事情聴取等調査を行いました。

4月13日、17日にわたって東郷町施設サービス株式会社及び井俣憲治議員双方の調査が終了した後、政治倫理審査基準等違反行為の存否についての審査に入りました。各委員から御意見をお聞きした後、存否について採決いたしました。

審査請求書で示された条例の政治倫理基準第3条第1項の第1号と第3号の規定に違反している疑いがあるとしている点について、1号と3号それぞれで採決の結果、いずれも政治倫理基準に違反する行為があったと認めることに決しました。

なお、井俣議員からは条例第11条第2項の規定により、文書により弁明したい旨の表明があり、当該文書の提出がありましたので、各位のお手元に配付いたしました。井俣議員からの弁明の書は昨日中にお渡しをしています。

井俣議員からの弁明の書について、御意見のある委員はお願いいたします。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 今の井俣議員の弁明書に関係することなんですけれども、私がまず初めに意見を述べさせていただきたいんですけれども、私自身施設サービスの信頼回復の思いというのもすごくわかっております。また、同僚議員である井俣議員の身分に関する点に関しても重要な審査だと思っております。皆さんも同じだと思っております。

それで、13日に井俣議員に連絡がつかず、T I Sのみの方で説明を聞いたという経過があります。しかし、本来は井俣議員もT I Sの話を聞かなければいけないんじゃないかと、私はあのとき連絡はとれなかったことはありますけれども、それにそのまま井俣議員に連絡をとれないまま片方だけの意見を聞いたということは、まずかったと思っております。

また、それで一応17日に井俣議員に単独でお話を聞きました。それできのう、井俣議

員より提出された弁明書を見ると、何箇所か説明がないとか明らかにされていないとかそういう部分で弁明してみえます。

それで、私が思うんですけれども、それぞれの言い分とか思いとかは違う、そういう相違点をはっきりしているの、再度両者をお呼びしてその部分を聞くようにしていただきたいと思います。もしかして、そういうところで生の声を聞かずにそれぞれの言葉をきちんと聞いて、歩み寄りの部分が見つかるかもしれないと私は思います。私はこの過程を一つ加えた後に、きょうの議事に進んでいただきたいと思います。それでもうそれを一つ加えても、決して遅くないと思います。

公正にかつ丁寧な審査を私はしたい、そういう気持ちから両者呼んでいただくことを要望します。

○委員長（若園ひでこ君） 今の御意見は、もう一度両方を呼んでからにしてくれというものです。

○委員（新家光江君） はい。

○委員長（若園ひでこ君） これについて、委員のほうから御意見ないですか。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私としては、前回の審査会において政治倫理基準に違反したのがあるかないか、あると結論が出ていると私としては考えていまして、弁明書のほう見させていただいて、ここから私の意見になるんですけれども、弁明書の2枚目のところで、中段で「ピンはねという単語だけに目をつけて、政治倫理に反すると指摘している稚拙なものに過ぎない」といった文言があるんですけれども、私としては井俣憲治議会報告を見させていただいて、ピンはねという文言に収れんさせるような内容であって、またピンはねという言葉も使用することの重み、これは井俣議員自身も過去には美しい言葉ではない、反省しているといったことも言われていますし、またここ審査会の場においても言葉は不適切であったと言われていています。

ピンはねという言葉が与える影響なんです、それは東郷町施設サービス株式会社、また施設サービス株式会社で働く従業員の方々の心に与える影響というのは、私としてははかり知れないものがあると思っています。

それで、過去に不適切な言葉であると言っているにもかかわらず、また弁明書において、このようなピンはねという単語だけに目をつけて指摘している稚拙なものという表現は、余りピンはねという言葉を使用することの重みを捉えられていないんじゃないかなと、私は感じました。

なので、今回私としては文書としての嚴重注意といったことでもしなければ、伝わっていかないんじゃないかなと考えています。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私自身、きょう3日目になるんですけども、この審査会の中で努めて公平性、それから住民の皆さんから見て、またどこから見てもこの審査というのがいわゆる慎重かつ公平に進んだということでありたいというようなことを意識しております。今もそうですけれども、その中でとりわけこの中に賛同者として名を連ねておられない方の御意見というのを、大いにこれからその審査の中でも参考にさせていただきたいという思いを強く持ってこの審査会に臨んでいます。

そういったことを踏まえて、今、新家委員のほうからいろいろ今回の弁明書を踏まえた御意見をいただいたんですけども、その中で強い違和感を感じ、その辺の見解をもしお聞かせいただけるようならばお尋ねしたいなと思っている部分もあるんですけども、私の思い、所感だけちょっと述べさせていただきます。

まず、言い分、思いが違うというような言がありましたけれども、その言い分、思いが違うという部分については、違うと判明する部分については井俣被請求議員のほうで、後に事情聴取をさせていただいているわけですので、その時点で言い分が違うというふうに判明した段階で、当該当事者に対して確認をする機会があったと思うんです。その確認の機会をただの一言も発言されることなく言い分に違いがあるというような言というのは、非常に強い違和感を感じているところであります。

それから、何点かというような、弁明書の中に何点か相違点があるということも今お示しありましたけれども、具体的にどこの部分が違うのかというところをぜひお示しいただきたいと思えます。

それで、その中において両者の事情聴取の中で、その部分が判明できなかった中身なのかということも非常に気になります。私自身この弁明書を読む限りでは、多くの部分、実態として相違点というのが、私の理解していない相違点はなかったものですから、そういう部分において、そこは逆にお示しただけのようでしたらぜひお示しをいただきたいなという思いがあるところです。

それから、生の声を聞かずというふうにお話もありましたけれども、そもそも生の声を聞くために事情聴取の機会を得ているわけで、出てきていないわけでもなく拒否をされているわけでもなく、非常にそういう意味では長い時間とはいいいませんが、一定の時間を聴取の時間に当てられたということで、私は生の声を聞く機会として大変意義ある時間だったというふうに思っていますし、その中で私は自分が判断するための必要な情報については、しっかりと聴取することができたなというふうに思っておりますので、したがって前回存否の判断をさせていただいた次第です。

そういう意味において、今お示しをいただいた意見というのが、どういった論拠に基づいて、また具体的な部分に基づいてお話をされているのかというところがわからない限り、ちょっとこれは強い表現になるかもしれないですけども、もちろんお気持

ちとして当事者の一方を弁明したい、あるいは擁護したいというようなお気持ちでここに臨まれるということというのは、それは全然、違和感がないというか、構わない話だとは思いますが、ただそういうスタンスで臨むならば、その部分についてしっかりと我々に伝わる根拠を示してお話をいただきたいなというふうに思っております。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 今、水川委員がおっしゃったように、偏った思いでものはいりません。一応どちらにも思いはあります。だから、今の言葉はちょっと違和感、私はそういう、もう一回言っていただくとあれなん……、ごめんなさい、水川委員が一人のある議員のほうを思って私がここに臨席、ここの委員としておっしゃいましたけれども、全部が全部そうじゃないです。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私は今質問をさせていただいているわけじゃありませんので、そのことに対する再度御意見があればお話していただくことについては差し支えないと思っておりますけれども、私自身は自分の思いとして、見解として述べさせていただいているだけなので、いわゆる自由討議ではありません。

というか、自由討議を私に求めているわけではないものですから、今回は冒頭に今御意見をいただいたものですから、その御意見と、それから少なくとも私自身は今の御説明の中で違和感を感じているというのは、今までの審査のプロセスの中で十分になされてきたことに対してのお話が出てきたものですから、その部分について要するに欠けているという一方的な話だけで終始してしまっただけではまずいと思ったものですから、私はそう思わないという部分と、そうであるということについては、今までは我々は少なくとも私がお話をする中で努めて論拠を示しながら、根拠を示しながらお話をしてきたつもりでおります。

ですので、その部分においてしっかりとお示しをさせていただきながらお話していただかないと、今私が申し上げたように、一方的に偏った思いの中でお話をされている思い、要するに根拠じゃなくて、私はこうであるという思いの中でお話でしか受け取りにくい性質のお話をされているように感じたものですから、そういうお話をさせていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私は文書を読んで思うところでも一つ、「事前確認、問い合わせがないことが指摘されている。一体何を問い合わせるべきとの主張なのか」と書いてあるんですけれども、これは井俣議員は自分でいろんな資料を調べた上での発言だと思うんです。それで、施設サービスの方は事前確認に来てもらっていない、問い合わせしてもらっていないという思いだと思うんです。

そこら辺のことがちょっとかみ合っていないので、それは施設サービスの人にもう一回確認がしたいんです。井俣さんは多分資料はいろいろ持っていて発言していると思っています。だからここに両方がいないと、それはいやいやこういうふうだということは聞いていないんじゃないですか。この間片方ずつだったから、そこら辺の連絡とかつかぬが見えなかった点があります。

それと今度その続きで、「費用をピンはねしていることの記載がとりわけ強調されているが、このことが上記1ないし2にどうして該当することとなるのか何の説明もない」と井俣さんのほうはそういうふうに思っている。でも施設サービスのほうはこの言葉に対してすごく被害をこうむっていると思っている。だからピンはねという言葉の説明をやはりここに両者が同席して、どういう理由でこういうふうだということは言ってもらって、井俣議員のほうから施設サービスの人にちゃんとどういう理由とということを伝えるべきだと思うんです。

それから今度……

○委員長（若園ひでこ君） ちょっと待ってください。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） ちょっと余り全て言ってしまうと、一個一個で話しておいたほうがいいんじゃないかなと非常に思うんですけども、どうですか。全部言い終わっても。

○委員（水川 淳君） 重ねて議事進行中によろしいですか、発言しても。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 恐縮です、腰を折って申しわけないです。

もし、今の新家委員からの発言を受けてということであれば、ということかこのやりとりがまだ継続するようであれば、自由討議の時間に充てていただくことを提案させていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 新家委員、まだ述べられたいですか。

○委員（新家光江君） 私やっぱり自分で思うところは……

○委員長（若園ひでこ君） というのは、新家委員冒頭に言われましたけれども、それはやっぱり井俣議員の弁明書を読まれて理解したことです。

○委員（新家光江君） はい、そうです。きのうの夜読んで。

○委員長（若園ひでこ君） ということは、私が先ほど皆さんに問いました井俣議員からの弁明の書についての御意見のある方はということの御意見でよろしいですね、はい。じゃ引き続き、ほかの方にお尋ねします。

井俣議員からの弁明の書について御意見のある委員はお願いいたします。

○委員（水川 淳君） 改めて、じゃ議事進行について。

○委員長（若園ひでこ君） 改めて、水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 自由討議の時間をとっていただくことを提案させていただきたい
と思います。

○委員長（若園ひでこ君） 今、水川 淳委員より自由討議の提案がありました。これに
異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは今から自由討議に入りたいと思います。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 私は井俣被請求議員の弁明書を、先回第2回の際に第11条の弁
明というのは2つありまして、第11条の2項ということは第1回と第2回の審査会
中での議論について、この前事情聴取して、それに足りない部分についてはこういう
弁明書を出すという、私はそういう理解をしておりました。そしてそれ全体の弁明と
いうのは、この後の第11条3項、審査結果についてのということに、私は該当する
と思うんです。それ違いますか。

[「そうですよ」と呼ぶ者あり]

そういうことで、私は弁明書を読ませていただきまして、いわゆる条例とちょっと違
うんじゃないかなと、そういう感じを受けました。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） きっと被請求議員は言い足りなかったことを書面に書かれたんだ
と思うし、またこの審査結果が出れば再度議長に対し弁明書を提出することができる
と私はそのように認識しております。それで、これだけの書かれたことがそういうこ
とじゃないんですか。

だからまだ結論がなしの前の段階だと私は思っていますけれども、次にどういうふう
になるのかはわかりません。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 先ほどの話と重複するかもしれないんですけども、13日の審査
においても、それから17日の審査においても当事者に一体どれだけの御質問をされて、
お尋ねをして、どういった部分が晴れて、どういった部分が疑念に持っているのか、
そういった疑念がある限りは私は質問を継続すべきだと思っています。

ほかに意見がなかったのか、ほかに質問がなかったのかということで、特になかった
から当然議事進行の中で質疑は打ち切られたわけで、その後、いやまだ聞き足りな
いことがあるからということというのは、ちょっと私は会議の考え方について強い違
和感を感じますし、そのことについて逆に見解をお尋ねしたいと思います。

さらに言うと、一体何をお尋ねしたいのか伺いたいです。要するに具体的に一体何を
伺いたいのかというところがわからないんです、私。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私が被請求議員さんの思いを本人より上手にものが言えないということを加味して聞いていただきたいんですけども、ピンはねのことに對してちゃんと理由があってその言葉を使ったということと言われるんです。だからそれを施設サービスの方が聞かれれば、そういう意味のピンはねかと。

確かにピンはねという言葉は私も違和感があります。でも皆さんが全員がこれほどピンはねに過敏になられるのは、いささかと思っています。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） この場をどういった形だと御認識されているのかということをお尋ねしたいんです。何かと言うと、今のお話を伺うと何やら仲裁をするような手助けをされるように私は受け取ったんです。

ところが、そういう意味ではこれも冒頭に申し上げたように、この審査に臨んで条例から規定については相当精読をさせていただいたつもりでおります。その流れに従って今回進めている中で、このタイミングで何をしなければいけないのか、委員として。この段階でどういった言うなれば責任を持って臨まなければいけないのかということとは、初めてのことでですので慎重に精読をし、その必要に応じて責任を果たしてきたつもりでおります。

それで、今のお話を伺うと、条例上の審査会のどの部分に該当するのかというところが、先ほど申し上げたように論拠がわからないんです。なので、仲裁をもしお考えでしたら、それは多分この場ではないというふうに私は認識をしておりますし、そうでないというならば、そうでないという部分をちょっとお示しいただきたいと思うんです。

そうでないと、今おっしゃられたように、新たな場を設けたいというような御提案があったんですけども、それをつまりは我々としてはそれに対して賛同ができるのか、賛同ができないのかという判断基準にもなりますので、そこの部分をちょっとお示しいただきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） ではお尋ねしたいんですけども。

○委員（水川 淳君） まずお答えいただきたいと。

○委員長（若園ひでこ君） お尋ねの前に今の質問にお答えください、水川 淳委員の。

○委員（新家光江君） そもそも両者がいるところでそれぞれ片方の方の言われることを聞いて、相手の人も納得する部分もあると。同席しなかったところからやはりまずさがあったんだと。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） その御提案はいつなされたんですか。この委員会の中で同席をし

て双方の事情聴取すべきであるという御発言というのは、少なくとも新家委員の中からは13日、17日の中ではなかったと理解しています。

また、そういったものが少なくとも、それをもし御提案があったとしても、私自身はそういったいわゆる事情聴取の手法というのは、恐らくこの審査においてはなじまないと思うんで、私は賛同の意は示さなかったと思うんですけども、もし私の聞き漏らしであるんだったら、どういった場面でそういった発言をされたのかというところをお示しいただきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私はそのときは井俣議員に全然連絡とるようには努力されたようなところは、たしかあったと思うんですけども、連絡はとれなかったんですね。

後から聞けば議員さんの携帯が壊れていたという感じなんですけれども、そのときに私は発言していません。でもこの井俣議員の弁明書を読んで、やっぱり両者が同席すべきだと強く思ったのであえて言わせていただきました。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） この弁明書の紙面の3枚ありますけれども、どこの部分を捉えて同席をして意見聴取をするべきだというふうにお感じになっているんですか。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 2ページ目なんですけれども、「東郷町が発注者となる業務の競争入札に本社会社が参加し、かつ本件会社が落札しているということは事実である」と言っています。これはT I Sのほうが1件はありますということなのかどうかということは、これだけ被請求議員のほうが断定してみえるなら、これらに関しては私は被請求議員さんに聞きたいと思っています。じゃ何件事実とってみえますかということは聞きたいと思った。

でも、施設サービスのほうは1件はありますということは言ってみえます。その差異を知りたいと。そんなこと必要ないですか。

それから、「本件審査請求書及び審査請求主意書にはいかなる事実が本状条項同号に規定する行為のいずれに該当するのか明らかにされていない」と言っているんですから、これは被請求議員にはっきり委員会のほうから説明すべきことだと思います。本人がまだわかっていないんだから。その必要もないですか。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私も具体的に内容の部分ではなくて、そういった報告を書くに当たって町民の代表者として、品位と名誉を損なうようなピンはねというような文言を用いて不正の疑惑を持たれた。そのピンはねという文言と使うことによって、どれだけの心理的な影響を与えるか、そういったことなんです。

これは事実か事実じゃないかとかそんな話じゃなくて、私はもうこのピンはねという

文言にこだわっているというふうに言われるかもしれないですけども、これすごい問題だと思うんです。

それで、私は弁明書を見た限りで、過去には反省されたということも言われているけれども、結局ここに出てきたときにピンはねという単語だけに目をつけて指摘している稚拙なものというような表現をされたりとか、結局二転三転するなというふうなのは私の印象なので、先ほどの私の発言につながります。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ごめんなさい、よくわからなかったです。

だからつまり、双方そろってお尋ねをしたいというところがわからないんです。その必要性を感じないんです。なぜならば、この内容については本人が当然弁明書でも書いてありますし、私自身が、私自身じゃないですけども、この間の本人の事情聴取の中でもこういった類いのこれに類似した話や何かは、端々に私は出ていたと思っています。だからそれで終わっています。

ただ、そのこと自体が今回の審査の内容にどのように影響しているかどうかというのは、私の中では判断がつきませんというか、私はもうはっきり申し上げるならば、全く無関係だと思っているからです。だってこのことは、井俣議員が発信した議会報告の中にはただの一字も書いていませんから。

○委員（新家光江君） どのことをですか。

○委員（水川 淳君） このことについて。

すなわち、2枚目の上から3行目以下、すなわちの部分については、これら十二分にこの内容、今これの文面を見ると初めて彼の言いたい内容についてはわかります。

彼の言いたい内容が今の段階で我々に伝わっているようじゃこれはもはや遅いわけで、なぜかという1月の段階でこの文書が発信され、この文書の中で「施設サービス株式会社自体には草刈り植栽の専門部門がなく、落札した案件はシルバー人材センターに仕事を発注し、いわばピンはねしているのです」ということしか書いていないわけです。

今回ここで取り上がっているのは、まだ今の段階で存否についてはちょっと留保させてください。ここの部分において判断を私はこの審査会の中でする性質のものだと思っています。

だから、このピンはねについて、この3行について井俣議員にもお話を伺うこともしましたし、施設サービスについても内容の確認をさせていただきました。そしてその中で3条の1項1号に、3条の1項3号に抵触するのか疑いが明らかに抵触をしているか否かというところについては、私は自分の中で心証を持ちましたので、所定の判断をさせていただいているところなんです。

ただ、何度も申し上げているように、そうではないという判断を新家委員は先日され

ました。その判断と根拠というのが今の御説明の中ではわからず、したがって井俣議員を擁護しているお立ち場での発言だという心象を私は持っているわけです。

だからそうでないならば違うんだよと、これ何の問題もないんですということをお示しいただかないと。あるいはその何でもないんだよということ、両者ここに同席して確認しなければ判断がつかないということをお説明いただかないと、我々としては、ああなるほどなというふうには言えないと思うんです。

もちろんそれに対してわかった上で、いやそれは必要ないでしょうという判断になるかもしれないですけれども、今の段階ではそのスタートラインにも立っていないという認識です、私は。わからないんです、なぜ求めているのか。だって聞いていないですもの。井俣議員に何の質問もされていないじゃないですか、現に。なぜ聞かなかったのか私は甚だ疑問です。それでもって両者を呼べというのは、これはちょっと私は違うと思います。委員会の進め方として。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 弁明書についての自分の意見ですけれども、前回も言いましたように、政倫審の11条の2の審査会で言えなかったことを、口頭ないし文書で出せるということでこの弁明書が出てきておるんですけれども、その内容とは私はそれ全く読み取れずに審査請求書とか審査請求の主意書が漠然として判然としないだとか、本件の審査請求は私が町会議員として子細を糾弾しようとしているとかいう、全く関係ない言葉が出てきております。

また、特に2ページ目にも43号について東郷町の政治倫理審査会が開かれているのであって、入札の談合等に抵触する改善性なども全く今回は取り上げていないのに、そういうことが書いてあるということで、甚だちょっと問題かなと私は思っております。

先ほど同僚議員も言われましたけれども、「事実が住民に知らされることをおそれているものがそうしたものであり、文書全体の主意を考えるとということなく、ピンはねという単語に目をつけて政治倫理に反すると指摘している稚拙なものに過ぎない」という文章とか、最後のほうにあります筋違いの言いがかりの類いだとか、一番最後に「私の政治活動を抑圧する意図を伺われるものであることから、条例第12条の規定に鑑み、議会において申請を却下する意見を議長に行う」という、全くここの審査会とは別な弁明書が出ておりますので、特にこれは自分の固持の主張をされた弁明書だと思っております。

今回の審査会についての意見とは全然関係ない、私どもは東郷町の政治倫理の審査会として、今、被請求議員が出された議会の43号について意見を争っておるだけの話、争っておるというわけじゃないけれども、それが不適切であるのではないかということで審査をしているものでありますので、それ以外のことについてはいろんな意見は、思いはあるにしろ、文章的には全然そのようには出ておりませんので、やっぱり43号

の文面の特に裏側の文章についてが、東郷町の政治倫理に違反しているんじゃないかということで審査していることだと思いますので、粛々とやっていけば私はいいと思っております。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 逆説的な意見をお話しさせていただきます。

3条の1項1号、3条の1項3号に抵触をしないという判断をするならば、我々はいわばある企業を指して、ピンはねをしているんですという言葉が容認することになりますと私は思っているんです。その是非を今ここの訴状に上げているというふうに理解しています。政策の違いだとか、あるいは見解の相違だとか、そういったものをここの中で、いやそうじゃなくてという話を議論している場じゃ私はないと思っています。

それは、当然表現の自由、言うなれば我々としては多くの住民の皆さん方に現状、事実をまごう方なくお伝えをし、そしていかがお考えかということでその思いや何かを共有、啓発するということについては、政治活動の一つとして何ら違和感を持つものではないです。私自身もやっている一人であります。

ところが、その中において何ら事実確認をすることなく、他人をしていわばピンはねをしているのですと断言するというこの一字が、果たして是なのか非なのかということに私は尽きると思います。

ここで、いみじくも拙い、稚拙だという表現をされていましたかね。「ピンはねという単語だけに目をつけて、政治倫理に反するという指摘している稚拙なものに過ぎない」というふうに指弾されていますけれども、あるいは稚拙なものなのかもしれないと私は思っています。でも、稚拙な表現をここでなされて、その稚拙な表現が果たして是なのか非なのかということ今ここで審査をしているので、それをもしそういう表現をされるならば、それはあるいは間違っていないのかもしれないとすら思っているんです。

ただ、2ページ目に書かれているとおり、100%出資の会社で本件や会社の役員は云々かんぬんから始まって、入札について入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、こういったものはこのページ、この紙面の表にも裏にも一切書かれていないわけです。書かれていない上でピンはねしているのですと断言しているわけです。

それが果たして住民に対して東郷町議会議員として適切な表現なのかどうかということ、我々は問われているんだと思っています。

〔「それはわかります」と呼ぶ者あり〕

したがって、その部分において判断すべき、いやそうでないという部分があるならば、それはお示しをいただきたいということです。当然議論の余地はあると思います。もし我々が目に触れることなくそういったところがこぼれているところがあれば、ぜひお示しをいただきたい。その部分において議論をすべきだと思っていますので。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） これって自由ですか。今も記録をとっているんですか。

○委員（水川 淳君） いやいや、記録は全部とっていますよね。

○委員（新家光江君） 前に3月13日に近藤 学様に議長から公開質問状についての回答というのを出された文面の中に、ちょうど真ん中のあたりなんですけれども、それぞれの議員が意見を出しましたよね、議長さんに。それを議長が集約されて、近藤さんに御返答をされたと思うんですけれども、そのときに議員の中の文書の中に大多数は個人の政治活動であることから、他の議員が意見を言える立場にはなく、当該議員が質問者に直接御説明すべきとの意見でありましたとか、そういうところがありまして、大多数と書いてあるんです。

それで、またこれを言うと、水川委員がまたこの間の続きで私に言われるからあれなんですけれども、大多数ということはかなりの数だと思うんです。それで、それぞれの議員さんがどのようなことを書かれたのかは、私たちは目にしていません。私自身は本人さん、井俣議員が近藤 学さんとは話し合っただけで誤解が解けるようにしたいというようなことを述べられた。だったら副議長さんと議長さんで会わせる努力をお願いしたいと思うということを書きました。

それでその後に、もう一つ町長から議長宛てに出された御指導くださいという文言、そこに関しては、私はちょっと町と議会は独立対等の立場であると思うのでおかしい、疑問に思ったというようなことを書きました。それは今関係ないですけれども、それでそれぞれの方がどのようなことを書かれたかということは、私たちは見ていないということでものを言っているから、多少の数字とか何かの間違いありますけれども、大多数は個人の政治活動であると言われていたら、一人、二人が言ったんじゃないと私は判断します。そうすると、今回も賛成された議員さんが7名プラス議長さんです。議長もこの間私は議長たるものは、私たちの議員よりももっと上の立場であるべき人と私は思っています。

それで、そもそも人数がぎりぎりということは、私たち議会の議員のある程度の人数、半分に近い人はそのように感じていないんじゃないかと私は思っていました。だから、請求議員になられた人たちにとって、すごくピンはねということは本当にいけないと思われたかもしれないけれども、あとの書いていない議員は多分それほどじゃないという思いも頭の中にならぬうちに、いろいろものを言ったり何か私はしておりました、今までも。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） どこからの話をしたらいいかわからないですけども、まず大多数という話が出ました。その一人です、私。申し上げておきます。明言しておきます。私はこの発言については、御自身がその発言の責任を負うべきであるということをも明言しています。

○委員（新家光江君） 私もそう思います。

○委員（水川 淳君） だから、だからの先がよくわからないんです。

私はだからこそ、この審査会において今現在ここで審査をし、最終的にどう判断が出されるかわからないですけども、その責任を御自身が負うべきだと思っ
ていますし、加えてその審査について当然何かというと、そもそも条例に従って審査請求がなされました。審査請求をなしたというのは、その中身に疑いがあるからなしたわけです、条例上。この疑いが晴れば、つまり政治倫理違反基準の存否について、存在しないのであれば、何の責任もないわけです。

つまり、このピンはねという言葉について、何ら我々としてはその政治倫理に抵触しているものではないという判断を審査会に下すわけです。

ただ、そうではないことが一つずつここで明らかになってきたゆえ、ここで今どうするかということ議論しているわけなんじゃないでしょうかと私は思うんですけども。そのことと今、新家委員がおっしゃられたような話というのが、どういうふうに整合がとれているかというのがよくわからないです。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私が思うのには、政治活動で言論の自由というか、議員がそれなりに自分の言葉でものを発して責任をとるという形で、それがあべき姿だと思っています。

だから、思っているからその人の政治活動であることを、ほかの議員が意見を言える立場じゃないんじゃないかと思ったから、水川委員がここにそのように思って、でもそうじゃないからこちらに賛同している請求議員になったと言われるなら、この大多数の人数の中のどれだけの人というのが、また今の請求議員に加わられているかというの
はわかりませんということにしか。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） つまり、その話というのは全く僕は別議論だと思っているんです。そのもの自体が、要するにこの件について公開質問状で問われた内容と今回この審査会
で今審査をしている内容、性質については、別議論だと思っています。というか別議論です。これ断言しておきます、別議論です。

だから、そのときに個人、個々の意見じゃないかとか、個々の自由じゃないかということについては、当然そのとおりだと思いますし、私自身も自分の責任の範疇でこれ

で問題がないだろうか、これでそういう意味では非難を受けることがないか、場合によっては、だから訴えられるようなことはないだろうかというようなことは、十分注意、配慮しながら情報発信して、これは言うまでもなく多くの方が。

ところが、そういう状態じゃない、そういう思いじゃない節があったので、今回この件はいかがかということ審査会の中で問われているんだというふうに思っています。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 今東郷町の政治倫理で審査しているのは、被請求議員の43号の文面についてであって、何かいろんな角度に行っちゃつとるんですけども、東郷町の政治倫理をこの8人で審査をやっているのは、代表で石橋委員からの請求が出ている内容は43号の文面、いろんなところが特にピンはねという言葉に強調されるような言葉なんですけれども、すなわち理由はいろいろあるのかどうかは別として、私どもは審査するのは思いじゃなくて、この文書についての審査をするべきであって、どうのこうのとかそういう東郷町の政治倫理委員会として、これが採決ではいけないことにはとりあえずはなっていますけれども、これがいいか悪いかを東郷町の政治倫理として決めていくことだと思います。

これでまかり通っていくようなことがあれば、私はいけないと思いますし、私も最初のときから政倫審の開催を求めましたし、また3月の終わりのほうに相手側というか、損害を受けそうな方から文書また出されていきましたものですから、特に賛同者ができて政倫審ができたと思っておりますので、やはり東郷町の政治倫理としてこれがまかり通っていくようなことは、私は許せないと思っておりますので、注意というか改善をしていくべきだと思っております。

ですから、やはりこの43号の文書について政倫をかけていただきたいというふうな、そういう願望でございます。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ちょっと私少し舌足らずだったかなと思うところだけ、補足させていただきます。

まず、この審査会に対して、今申し上げたように公開質問状が出たのがきっかけでも何でもなく、それからもう一つは、この1月の43号が発行されたことがきっかけじゃないと思っています、私自身は。賛同者として名を連ねるときにも、その部分については十分考えましたし、そのことについても代表者とも十分話し合いをしています。

じゃ何がきっかけだったのかと言うと、3月24日に発信をされたこのピンはねをしていると言われた側の当事者が、そうじゃないんですよと明確な意思表示を出したからなんです。

それまでは誰も、今、宏明委員はいみじくも私は最初から政倫審開くべきだという御意志だったと言いましたけれども、私は実はそうじゃないんです。

何がきっかけかと言ったら、3月24日にああいう発信文書が出た。ただ、その時点では双方のお互いの言い合い、言い分なわけです。ただ、その双方ともに多くの住民がその事実を知ることになっているわけです。その事実を知ることになっている状況を、東郷町議会として放置してそのままずっと放ったらかしておいていいのかという疑問の中で、少なくとも指弾されているわけです。ピンはねというのは心外ですよということ言われている、相手の当事者は。そして、私どもは指定管理者として今現在東郷町の町民に対する公共施設でサービスを営んでいるものですということも明言をされている。

そういう観点から、今回3条の1項1号、3条の1項3号に抵触をしているかもしれないよねというところで、ここで明らかにしていこうということで相手呼んで、当事者呼んで話を伺って、その中でどうあるべきかということ判断していると思っ

ているんです。そのことに何度も申し上げますけれども、この弁明書の少なくとも2ページの中に書かれているものというのは、何ら関係のない話なんです。

だから端的に言うならば、少なくともある議員がピンはねをしているんですといった相手が、いやそれは勘弁してくださいというようなことが、多くの町民が、多くの住民が知る、そういう環境の中において東郷町議会、我々として何をなすべきかということは考えなければいけないと思うし、その考えた結果、今回のこの審査会の開催に至っているんだと考えています。

だから、審査会の開催そのものについての話ではなくて、このピンはねという言葉のこの使い方の是非についてを判断しましょう。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 新家委員の今のそういうお話、私、実は先回多分したと思います。この件は、時系列で言いましたね。12月に井俣議員の一般質問から始まって、1月に43号が出て。それで私も公開質問状、それからあと町長のことについては、私はおっしゃるとおり言論の自由ということで書かせていただきました。

しかし、3月になってこのチラシ、言われた側ですね、これ、被害者という言葉は悪いから、正しいことを言われた側のチラシを見て、私これはその会社また含めてその従業員、大変心を痛められたなということについて、私は目をつぶってはおれんなと、そういう純粋な気持ちで、この申請者に対しての私は名前を連ねたということをもう一度言わせていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに、御意見はございませんか。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私のほうから自由討議のお願いをさせていただいてまして、目的としては何かというと、これも13日の初日以来お話をしているように、我々はこれ

は結果的にですけれども、賛同者がそういう意味では非常に多く名を連ねているという状況の中で、そうでない委員の意見をやっぱり公平な立場で御意見を伺って、その中で確かな判断をしなければいけないという思いで、努めて御意見を伺いたいということでもむしろ積極的、能動的にその御意見を伺おうと私は努めてきております。

そういう意味で、若干詰問と受け取られている節もあるかも知れませんが、御質問をお尋ねしたりだとか、見解を問うたりしている場面があったかと思えます。そのことでもしそういう意味では、お気を悪くされているようでしたら、そこについては心苦しい限りです。

しかし、もう一回申し上げておくと、その機会はあったんです。伺う機会があったんです。そういう機会を置いてまで、なお改めて機会を求めるということについては、私はいささか違うんじゃないかなというふうに思いますので、少なくともその申し出については採用することなく、次の議事に進めていただきたいというふうをお願いをしたいと思えます。

○委員長（若園ひでこ君） 改めて聞きます。もうほかに御意見はございませんか。

新家光江委員、よろしいですか。

○委員（新家光江君） 私は納得していないけれども、いつまででもやっても申しわけないです。進めてください。

○委員長（若園ひでこ君） これで、じゃ自由討議を閉じたいと思います。

では、先週の4月17日の存否の判断に影響することはありますか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

はい、ないということでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

以上で、条例第11条第2項に基づく被請求議員の弁明を終わります。

それでは、次に進めたいと思います。

これまでの審査の経過及び結果から、条例施行規定第15条の規定に基づき、審査会は5つの事項のうちいずれかの措置を講ずるべきか意見を述べる必要があります。

5つの事項とは、1つ目、口頭注意、2つ目、文書による嚴重注意、3つ目、一定期間の議会出席の自粛、4つ目、議会における役職の辞任、5つ目、議員辞職勧告、以上であります。

御意見、御協議をお願いしたいと思います。その前に、委員長としては全員総意のもとで措置を求めたいと思います。

それでは、改めまして御協議をお願いいたします。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 先ほど弁明書に対する意見を言わせていただいたんですけれども、ピンはねという言葉を使うことの重みというものを、やはりこの弁明を見ても余りと

いかほぼ感じられていない。また、そういった文言を使うことに対しての、例えば反省しているとか、今回はピンはねというような文言、ピンはねという単語だけで指摘している稚拙なものというような表現の入れかわり等を見ると、私としては文書による嚴重注意、文書によって詳細に注意いただくことがいいんじゃないかと考えます。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 私は記録にも残るという意味で、文書による嚴重注意が必要だと考えます。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 先ほどからこだわる、こだわると言いましたけれども、私はピンはねという言葉に重きを置いて、私は1番の口頭注意が、また当たるという言葉は正しいかどうかわかりませんが、現にいいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 委員会討論ではありませんけれども、今口頭という文面、その他いろいろあるわけですが注意の中身、皆さんが注意という言葉を使っている。だから、結局井侯議員の中からも、私はピンはねという言葉は不適切であり、もしくは我々も謝罪をしたいという言葉も言われているようで、行為も当初の中とか必要な中に、ただ新たな今回文面で、政倫審が注意しますよと、私は今までの中でも井侯議員からもピンはねという不適切な言葉を使った報いという、その認識はなかったけれども、この弁明書にも見たように自分の意思確認をして私としてはそれほど、中身はもっと違うんだけれども、ただピンはねという不適切な言葉を使ったということで今回。

ただですから、口頭にしろ文面にしても、ちょっと逆に聞きたいんですが、どのような口頭注意なのか、今後このようにしてはいけないのか、このような形のものを口頭で言っていたら、不適切な言葉を使って謝罪を求めるのかとか、そこを含めてちょっと御意見を伺いたいんですけれども。私はちょっと意識的には考えておりません。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 何となく感覚は十分にわかるんですけれども、これも条例や規定をひもとくとその規定しかないんです。だから例えばある意味謝らせるという言葉は適切かどうかわからないんですけれども、例えば謝罪文を書かせるだとか、そういうような細則がないんです。したがって、我々が判断しなければいけないのは、今規定に掲げられている1から5の項目のいずれかにするかということだけを判断するしか多分できない、事実上できないと思っていますので、そのことをまず決めなければいけ

ないかなど。運用の話になると、ちょっとここでの席にはなじまない議論になると思いますので、あくまでも5つの中からどうあるべきか、どれが適切かということをお判断すべきだというふうに考えています。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 東郷町の政治倫理委員会として、先ほど委員長が申しあげました5つのことになることを期することが重要であって、今、加藤啓二委員が言われたことは、そういうことは何も書いてありませんので、やはり東郷町の政治倫理委員会、この委員会として5つの中からそれを出すことに意義があると私は思っておりますので、どうのこうのと言うよりもその重みを東郷町の政治倫理、何度も言いますが、そこで期することが重要だと考えます。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 私はその質問をちょっとさせていただいたのは、この政治倫理審査会、各不完全部分、ちょっといろんな内容で、例えばここでは適正じゃない委員の方は、明らかに特性、ちょっとまずいよというところであって、形のあるものでちょっと疑義があったり、その後はちょっと疑わしきありでちょっと内容等でやったけれども、もっとやって なんか、今は政治倫理審査会の条例がちょっと改正された中で、今こう進めている中に、今のような5段階の中に、やはりいつ、どこで、誰が、何をという形をとるならば、ただ単に口頭注意の中身がやっぱり明確なものはもちろん出て、これが対してあなたのこの言葉が大きな影響を与えたという倫理審査会の審査として、それから反省しなさいという言葉が適正かどうかちょっとわかりませんが、どのような形でという中身を含めたら、これは口頭で言ってもちょっと何か、先ほど書面のほうがいいという。

ちょっと中身の部分を考えるとやはり私は口頭でも書面でもにしろ、ただもっと言うなら井俣議員が言われたとおり、不適切な言葉を使ったことは自分も認識をしているけれども、謝罪もという言葉も使ったなら、その行為があるのか、そこもですけどもその後の弁明書でまた結果に関しては彼は出されていると思いますが、ちょっとその中身によって口頭なのか書面なのかだけ、その開催の中身は審査会の中につながるものですから、その経緯の中で発言をお聞きしておきたいなというのがちょっとあって。これは別に決定ではないものですから。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私の個人的な見解でいいですか。

何度も申し上げるように、本当に目を皿のようにして、条例と規定を読みました。いろんな意味で誤りがあっちゃいけないと。当然、人のかかわる、先ほど新家委員もおっしゃったように、当然これ当事者がいてやっぱりいろいろ影響がある話なものです

から、その部分において絶対にそういう意味では我々の中で不備があっちゃいけない、だからあくまでも今規定に掲げられているその中でどういうふうに判断をすべきかということ、一定の本当によりどころとして今審査会に臨んでいます、私自身。

その中で、今、加藤啓二委員のおっしゃられるところというのは、ある意味気になるというか、どうなんだろうという部分や何かは恐らく私自身も持っていますが、しかしながら先ほど申し上げたように、規定の範疇の中で決められるのはそこまでのので、本当に粛々とそこだけまずは我々が決め、議長に答申をします。お返しをするということ、これをまずこの審査会で決めたいと思います。そこまでが我々が預かっている責任だと思っていますので、はい。余り触れないようにしたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） ですから、先ほど委員長が言われました1から5の中を協議するのが、東郷町の政治倫理委員会、私どもの役目だと思っておりますので、それしかルールはないものですから、新しいルールなんかつくれないと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 以上でいいですか。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 当然今、加藤宏明委員が言ったルールだと思う。でも政治倫理審査会開いた委員の中にも出すだけの中身が、今これは口頭でいい書面であるだけの言葉ではなくて、その理由の中でこういう理由でこういうものは口頭による厳重注意であるなら、こういうのがいいかとか、これが理由だという理由があってどっちというのは今までの経緯にあられるなら、そこら辺の説明を求めただけで、それは水川委員が私のあくまでも意見だからということの中で、今言葉選びじゃないけれども言ったけれども、ここまでしかないなら委員会の中で判断の何か言っても、これちょっと今後になるで、ただ単に書面で厳重注意と書くだけなら、そんなものとだけれども、ちょっとそこはお聞きしたいという。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 今の議論なんですが、審査会で今5つの中のどれかが決まるという中で、あと今、水川委員のほうからおっしゃった、議長への報告、その中に今の加藤啓二委員を入れたものを書いて出してもらってもそれはいいかなというのが、今事務局の確認なところですが、確かに啓二委員が言われたように口頭注意に決めたけれども、何をやるかということは全然わからないのではあれなんで、先回も委員長報告の案分を作成されるときに、それを皆さんで御協議なさってはいかがでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） ちょっと私はこうしてくださいじゃなくて、皆さんの今口頭だ書面だという中身の中に、1番、2番だという言葉でももちろん意見が出されたんだだけ

ども、口頭でも書面でもという今、加藤宏明委員が形に残る書面がという、それは今確かに委員の皆さんに書面にしろ厳重注意なのか、その中身によっては大きな影響のある言葉遣いがあられる場合もありますけれども、そういうちょっと意思表示によってこういうところで書面によるとか口頭によるといういろいろあるで、そこがちょっとお聞かせ願えたらという意味合いです。

そうでないただ単に諮って我々は判断の中にとというのは、だけれどももらったほうが今回そのぐらい重要なことの中身の審査されているということをやちょっとこのように口頭注意させていただきますがということによって、それでいいと判断するなら口頭注意で、その諮り方を皆さんどのようにちょっと。

ただ単に書面でいいよという私も卒だから書面による形でいいんじゃないかという意見と、口頭でやられて委員長に確認がいいんじゃないかというようなそれ。いいという判断ならまだしも。

○委員長（若園ひでこ君） 以上でいいですか。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） すみません、私の認識としては、審査会の意見というのは条例施行規程の中の15条に記載されています。

ちょっと前略、次に掲げる事項のうちいずれかの措置を講ずるべきか、意見を述べるものとするというので、（1）から（5）までありますので、すみません誤解がないように、ちょっと丁寧にやりますね。

（1）口頭注意、（2）文書による厳重注意、（3）一定期間の議会出席の自粛、（4）議会における役職の辞任、（5）議員辞職勧告というふうになっているんです。

私の判断ではこの（1）から（5）まで数値の上がる部分がいわゆる重感でいうところの重いほうに該当するというふうに理解をして、どういうふうに判断すべきかというのを一つの判断基準としています、私は。

その中で今おっしゃられたようにどんな内容どうというのは、基本的にはこれは報告書になりますので、当然意見要望を委員長のほうでもし吸い上げていただけるとすれば案分作成に関して反映をしていただきたいと思えますし、そこについては私個人的には基本的には御一任をして、その案分を見て判断したいなというふうに思っていますので、私はこの15条を粛々と判断させていただきたいと思っています。

○委員（加藤啓二君） ということは、書面によるということやね。

○委員（水川 淳君） 今2つ出ていますものね、私まだコメントしていないですから。

○委員（加藤啓二君） いやいや、笑い事じゃないで、これすごく大事なことで。政倫審開いた以上、ちょっとそこまで確認をとりながらちょっと。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 先ほども言わせていただいたんですけども、ピンはねという文

言を使う、またピンはねという言葉に集約させていくような論理展開を行ったことでの与える影響、むしろ今回の審査会では与えた影響に関して、今回井俣議員は謝罪されるという意志も示されつつ、またこの弁明書においては稚拙な審査会請求だと述べられたり、この二転三転するような私はそれを前の段から、議会報告が出された1月の段階以降、公開質問状の件等ありました。そこを今回の審査会に含めるべきじゃないかもしれないですけども、この発言が二転三転するということは、私は問題だと思うんです。

だから私は口頭注意ではなく、文書による嚴重注意というところにすべきじゃないかという思いです。

〔「そういう説明であるならよく理解できます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

○委員（水川 淳君） 唯一御意見の相違があるところにちょっと御意見をぜひ聞きたいんです。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私は一番最初のときに存否を確認されたときに反対していますので、今も気持ちは変わらないので意見言えません。この1から5には。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 少なくとも、存否については、これは残念ながらですけども見解の相違はこちらあるかもしれないですけども、いわゆる条例に基づいて賛成多数で存在するという、決定しています。新家委員の気持ちからすると残念ながらかもしれない、決定しています。

したがって、決定事項に関して、1から5までのどこに該当させるかということについては、理由を踏まえた上で何らかの判断を多分しなければいけないお立ち場ですので、要はそれについて決めないということというのは、ちょっと選択肢としては多分ないというふうに理解していますが、いかがですか委員長。直接聞くわけじゃないんです。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 事務局に確認してください。私が判断しないのは、それは違反なのかどうか。違反というか。

〔「最初に委員長が全員賛成のもとにと確認をとって意見聞くと…」と呼ぶ者あり〕

○委員（新家光江君） 知っています。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私の認識です。例えばある条例を定めるに当たって、その条例について決定事項として賛否が分かれた。ところが賛成多数で可決をされたその条例については、いわゆる遵守義務があります。その遵守義務に従ってということであれば、

例えば賛否について、例え反対をしている方であっても、その条例上の定めには従わなければならない義務を負いますので、その観点からすれば今ここに審査会の委員として名を連ねているお立場で、今どこかの項目について判断を求められているということからすれば、必然的に判断しなければいけない性質のものだと思っておりますという私は見解、認識ですけれども、違っていたら御指摘ください。

- 委員長（若園ひでこ君） 委員長としては先ほど述べたように、こういうナイーブな問題なので全員総意のもとで措置を求めていると思っておりますけれども、ですが、今、水川委員が言われたようなこともやはりそういった見方もできるなと思います。ただ、気持ちとしては全員総意のもとで決めたいなと思っております。

ほかに。

水川 淳委員。

- 委員（水川 淳君） 私は口頭注意が妥当だと思います。

まず一つには、文書による注意というのは、いわゆる嚴重注意に該当します。その嚴重注意に該当するに当たっては、いろいろな条件がいわゆる重要的にというか、複次的に重なってきての結果じゃないのかなというふうに思っております。

何しろ今回この中でもいろいろ議論が分かれましたんで、少なくとも今議論が分かれている中で、いわゆる重軽という判断をするに当たっては、やはり議論が分かっている以上、なかなか嚴重という処分というのは勇気のいることだと思いますし、また住民の皆さんにどれだけの御理解が果たして得られるのだろうか。そういったことを考えると、処分的には最も軽い処分であったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長（若園ひでこ君） 答えを求めていますか。

- 委員（水川 淳君） いや、求めていないです。

- 委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

- 委員（加藤宏明君） 私も先ほど文書によるという記録に残るというふうには言いましたけれども、東郷町の政治倫理審査会として私に関しては初めての経験ですし、被請求議員もいろいろあると思いますので、やはり東郷町議会として結論を出すということに、そういう言葉を使用することにはこれからある程度の注意が必要だということも含めまして、やはり何らかの注意というか、その注意がどれに当たるかということには特には求めませんけれども、口頭注意だろうとか文書による嚴重注意とかありますけれども、私は記録に残ったほうがいいと思いますけれどもそれにはこだわりませんので、口頭注意でも特に問題はないと思います。

以上です。

- 委員長（若園ひでこ君） 今それぞれに、5つのうちのどの措置かということで理由を

述べていただいたと思うんですけども、あと箕浦委員と加藤啓二委員は。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 私はやはりここまで私なりの判断の中から、ちょっと新家委員の言い分もわからんでもないけれども、やはり私としては一つの中に、ただ単にピンはねという言葉であるとか、ピンはねという文書がどれほどの影響を与えたかという会社からのとか、そういうものがやはりちょっとこれはまずいであろうという判断の中、また本人からもピンはねという不適切な言葉で、そういうことがあれば謝罪という言葉の重みに使ったことから考えるならば、本人にこの弁明書の中に私は全然そんな意識がないと、全然個人的な考えで、考えの違いではない言葉の中からも見られるんですが、弁明書というのはどうしても自分は間違っただけのことではやってはいないよという書面では出てくるわけですが、やはり今回政審のちょっといろんな側面もありますが、やはり今回書面による、はっきり言って議会報告の中身を政倫審に本来かけるべきかという根本的な問題から始まっているところを見たなら、やはり私は今回これほど影響与えたよということを伝えて口頭に注意、それからどのような対処をするという形で口頭による対処と。

問題はそこでこういうものだよと言って言っても、反省をしていたそれやっていたかなければいけないのが本来の筋ですので、それを書面であれ口頭で言ってそれをやっていただくのが、口頭による今後またこうさせていただきますかという、まず口頭で伝えた後、彼は全然私はそんなつもりはないよというのかどうかはそれはわかりませんが、その次の行動が大事だと思っておりますので、それは井俣議員の中からもちょっとそういう言葉で言やとれとるものですから、やはりちょっと口頭により、その後彼がどのようにするかによってはまたですから。

やはり政倫審に今回かかった、でもかけられるだけの疑いがあったということは、非常に難しい進め方をしてきたんですけども、口頭による注意によって、反省という言葉は適正じゃないけれども、あなたの言った言葉の責任でいうなら、このピンはねという余り不適切な言葉で会社に迷惑をかけたという認識ではなかった部分もあったかもわからんけれども、こういうふうだということで口頭注意で、その後反省をしていただくという形の内容で、厳重な口頭注意、厳重という言葉は変ですけども、ちょっとそこに今回トドロキを置く、いいんじゃないかなと思っております。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員としては。

○委員（加藤啓二君） 口頭で呼んで。

○委員長（若園ひでこ君） 1番ですね。

○委員（加藤啓二君） 1番というか、口頭で。ただ中身もちょっと本当によく反省をとにかく求めて。

○委員長（若園ひでこ君） はい。

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 私のほうからも東郷町の議会議員の政治倫理条例第2条は、皆さん御存じのように議員は町民の代表者として調整に携わる責務を深く自覚して、みずから研さんを積み、資質を高めるとともに、町民に対して常に政治倫理に対する高潔な高貴性を保つように努めなければならない、このように書いてありますが、これは私は町民に対する約束だと思います。議員は常に政治倫理に対する高潔性を保つという点です。

しかし今回、井俣議員はみずからの後援会が発行するという議会報告43回号で施設サービス株式会社自体に草刈り植栽の専門部門はなく、ごめんなさい、ちょっと訂正します。井俣議員の発行した議会報告43号とします。後援会というのは訂正、削除してください。

「施設サービス株式会社自体が草刈りの専門部門はなくて、落札した案件はシルバー人材センターに仕事を発注し、いわばピンはねをしているのです」これ何回も指摘された文面であります。これ断定されました。これに対して施設サービス株式会社は事実と違うと抗議されました。

この抗議の中に、驚くことに井俣議員は事前も事後にも会社に対し何らの事実確認をしていないとのことです。直接調査もせず、一般的に正当な理由なくして経済的な利益を得ているという誤解を持つピンはねなる不適切な過激な表現をすることは、私は残念でなりませんし、この審査基準3条1号1項町民の代表者として品位と名誉を損なうような行為に該当すると考えます。

審査会は刑法による犯罪行為を法廷で裁判するような場ではありませんと私は認識しております。事実を確認して、定められた措置を定める審査会です。したがって、このピンはねという語句を記事にした以上、政治倫理審査基準に触れるものと私は判断します。これに触れないという議員がもしお見えになったら、私は大変立場ではありませんけれども、同僚議員として非常に残念に思うところであります。

したがって、重軽で言えばいろいろありますが、本人はこの弁明書で謝罪はしていませんが、一端の理解を示し、口頭による注意が必要と意見とさせていただきます。

この後12条に書いてありますが、こうした規定による運用に際しては、正当な政治活動を抑圧することのないよう留意しなければならないとありますが、これは再度確認して皆さん政治活動にはしっかり取り組んでいき、なおかつ不適切な発言があればそれはただしていくと、こういう説明責任をしっかり果たす議員であってほしいと思う意見を添えて、私のこういう口頭注意という案で進めていただけたらなと意見します。終わります。

○委員長（若園ひでこ君） 改めて、新家光江委員にお聞きしたいと思います。

新家光江委員は、それではこの5つのうち、どの措置も講ずるべきではないというお

考えでよろしいのでしょうか。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 皆さんのおっしゃること、よく承知しております、というか理解しているつもりです。

でも、私はもう言い出すとまたもとに戻っちゃうものですから、申しわけないですけども、この1から5には賛同しません。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 先ほども申し上げたように、その選択肢はこれは残念ながら、取りようによっては非常に残酷な選択を当事者からすると迫られたと思うんですけども、少なくとももしここで判断をしないとすれば、民主主義の否定にすらつながりかねない事案だというふうに思っております。

したがって、そういう意味では私は意見留保自体は、つまり存否の判断の中で否定をしている立場に目というふうなそういった意見も付した上で、どれか選ばなければならないという今状況に置かれているお立場であるというふうに認識しておりますので、そういった前提条件のもとに何らかの判断をしていただかないとならない責任があるというふうに理解しておりますので、委員長にはその部分について少し再度意見を求めていただきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 議事進行につき休憩を求めます。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員の休憩に異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ただいまより休憩に入ります。

再開は7時10分といたします。

午後 7時01分休憩

午後 7時09分再開

○委員長（若園ひでこ君） 少し早いようですが、全員おそろいなので、再開をいたしたいと思います。

それでは、休憩前までの間に5つの措置からということで、皆さんの御意見を伺いました。そういった中で、新家光江委員におきましては、この措置を講ずるべきとは思っていないということで、そういう御意見をいただいております。委員長としては、全員総意のもとで措置を求めたいと思いますということを言わせていただきましたが、とてもある意味残念ですけども、私の思いがありました。

しかし、東郷町議会議員政治倫理条例施行規定の第10条の3項により、多数決により決めたいと思います。

先ほどの5つの措置の中で、1番の口頭注意というのがとても多かったと思います。この5つの事項から口頭注意という措置を講じたいと思いますが、これについて賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数により、1つ目の口頭注意と審査会の意見を決定させていただきたいと思えます。

最後に、審査会の結論に入ります。

条例第7条第5項の規定により、審査会は審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告することになり、その報告にあつては条例施行規定第16条の規定に基づく審査報告書を作成することになります。

審査報告書の案作成については、正副委員長に一任することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしということで、正副委員長に一任させていただきます。

審査報告書の案の作成後、審査報告書案を皆さまに提示したいと思えます。その提示日を来る25日火曜日、時間は9時からとさせていただきますと思えますが、これについて御異議のある方は挙手を願います。

○委員（水川 淳君） その前に確認を。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） それは審査会の第4回目の開催という位置づけで受け取っていて差し支えございませんか。

○委員長（若園ひでこ君） そのとおりです。

○委員（水川 淳君） ありがとうございます。

○委員長（若園ひでこ君） それでは、開催日は25日朝9時よりとさせていただきますが、これに御異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、次回の審査会の開催日を4月25日火曜日午前9時よりさせていただきます。

それでは、以上で本日の審査会を閉会いたします。本日は本当に皆さまお疲れさまでございました。

午後 7時13分閉会